

広島県告示第九百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年十一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
笠岡レディースクリニック	呉市西中央一丁目三番一〇号メデイカルスクエア五階	平成二十二年九月三〇日
石井内科医院	呉市広古新開六丁目二番九号	平成二十二年九月三〇日
岡崎医院	尾道市因島重井町二九三三番地	平成二十二年九月九日
ふじクリニック	尾道市東尾道一九番七号フジグラン尾道一階	平成二十二年一〇月七日
河野眼科	府中市高木町六〇番地一	平成二十二年一〇月三十一日
湊歯科医院	呉市和庄一丁目二番三〇号 青木ビル二階	平成二十二年九月三〇日
藤本歯科医院	呉市阿賀北七丁目一三番一二号	平成二十二年九月三〇日
賀茂川歯科クリニック	竹原市新庄町神田一〇八二番地	平成二十二年九月三〇日
大元歯科医院	尾道市尾崎本町四番九号	平成二十二年一〇月三〇日
田川歯科医院	尾道市因島土生町一八九九番地一六七	平成二十二年八月十八日
ひまわり歯科	安芸郡海田町幸町六丁目四二番四号カーサ幸一〇一	平成二十二年九月十八日
ウオントウ呉パルス通り薬局	呉市中通四丁目一番二四号	平成二十二年一〇月十八日
音戸訪問看護ステーション	呉市音戸町高須三丁目七番一五号	平成二十二年九月三〇日